

福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

資料目次

資料No.1	令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）… 1 小売業最低賃金専門部会 委員名簿
資料No.2	各都道府県別特定最低賃金額（自動車小売業関係）…………… 3
資料No.3	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… 5
資料No.4	令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… 9 （自動車（新車）小売業）
資料No.5	令和2年 福岡県賃金実態調査結果 …………… 11 （自動車（新車）小売業）

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車
(新車) 小売業最低賃金専門部会 委員名簿

種別	氏名	現職
公益代表委員	たかた あすか 高田 亜朱華	弁護士
	まるたに こうすけ 丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
	みやざき ひさゆき 宮崎 久幸	公認会計士
労働者代表委員	いわや ひでゆき 岩屋 英幸	全トヨタ販売労働組合連合会 福岡トヨペット労働組合 執行委員長
	はるぐち けんじ 春口 賢二	ホンダ販売労働組合 ホンダ四輪販売福岡・大分支部 代表支部執行委員長
	さとう えいいち 佐藤 栄一	全日産販売労働組合 福岡日産自動車労組 執行委員長
使用者代表委員	さかいまさよし 境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	なかむらたかふみ 仲村 崇文	福岡日産自動車株式会社 管理本部長補佐
	にのみや せつお 二宮 節夫	福岡トヨペット株式会社 常務取締役管理本部長

各都道府県別特定最低賃金額

(令和元年度最賃額順)

(◎は最大値、●は最小値(0を除く))

加重平均額 915円

番号	都道府県名	最低賃金の名称	30年度最賃額	31年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R1	県最賃額未済	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	大阪(A)	自動車小売業	937	965	◎ 28	2.99%	28	964		1	100.1%	15,970
2	埼玉(A)	自動車小売業	936	957	21	2.24%	28	926		31	103.3%	16,760
3	愛知(A)	自動車(新車)小売業	921	941	20	2.17%	28	926		15	101.6%	17,030
4	福岡(C)	自動車(新車)小売業	915	940	25	2.73%	27	841		99	111.8%	9,630
5	千葉(A)	自動車(新車)小売業	922	922			28	923	○			
6	新潟(C)	自動車小売業	898	919	21	2.34%	27	830		89	110.7%	6,140
7	広島(B)	自動車小売業	890	912	22	2.47%	27	871		41	104.7%	11,580
8	京都(B)	自動車(新車)小売業	885	911	26	2.94%	27	909		2	100.2%	5,710
9	兵庫(B)	自動車小売業	876	901	25	2.85%	28	899		2	100.2%	12,190
10	宮城(C)	自動車小売業	865	890	25	2.89%	26	824		66	108.0%	12,020
11	奈良(C)	自動車小売業	867	884	● 17	● 1.96%	26	837		47	105.6%	3,020
12	福島(D)	自動車小売業	848	867	19	2.24%	26	798		69	108.6%	5,860
13	島根(D)	自動車(新車)小売業	838	865	27	◎ 3.22%	26	790		75	109.5%	2,130
14	青森(D)	自動車小売業	838	861	23	2.74%	28	790		71	109.0%	4,520
15	秋田(D)	自動車(新車)小売業	838	861	23	2.74%	28	790		71	109.0%	2,360
16	岩手(D)	自動車小売業	838	861	23	2.74%	28	790		71	109.0%	4,480
17	大分(D)	自動車(新車)小売業	821	844	23	2.80%	28	790		54	106.8%	2,580
18	鹿児島(D)	自動車(新車)小売業	821	844	23	2.80%	29	790		54	106.8%	3,110
19	神奈川(A)	自動車小売業	842	842			28	1011	○			
20	宮崎(D)	自動車(新車)小売業	804	828	24	2.99%	28	790		38	104.8%	2,830
21	沖縄(D)	自動車(新車)小売業	770	770			28	790	○			
22	富山(B)	自動車(新車)小売業	769	769			27	848	○			

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 業種別

自動車（新車）小売

2 団体（会社の名称）

所在地

電話

3 意見発表者の職・氏名

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

(所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も含める)

- 1) 自動車産業は、わが国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業の役割を担っており、そこに働く労働者の雇用と生活の安定をはかることは、当該産業労使の重要な役割であると認識している。そのためには自動車産業における最低賃金を適正水準へ改善することが求められる。
- 2) 自動車産業は福岡県内における主要産業に成長しており、地方経済における重要な役割を担っている。それに伴い優秀な人材確保が求められているが、この産業は大手から中小企業まで裾野が広い産業構造になっているため、他産業に比べ賃金格差が大きい実態にあることも事実であり、産業に働く全ての労働者の生活安定と格差拡大防止の観点から、特定（産業別）最低賃金の設定と適正水準へ改善の役割が不可欠となっている。この取り組みは、昨今求められている非正規労働者の更なる底上げに大きく寄与している。
- 3) 自動車総連の2020年総合生活改善の取り組みにおける賃金引上げ交渉の結果、賃金改善分の獲得額の平均は1,224円となっている。また自動車総連福岡地協における販売部門においては、賃金改善分平均1,627円となっており、賃金水準の向上が図れた。高い付加価値生産性を生み出し続けている自動車産業に相応しい水準を確立しなければ、公正な競争を確保できないばかりか、将来にわたる自動車産業の競争力の源泉を失いかねないこと、また「同一労働同一賃金」の意義を踏まえ、非正規労働者を含めた底上げの必要性に関する社会的波及を生み出すべく、自動車産業労使が取り組みを牽引すべきであり、そのことが福岡県自動車（新車）小売業の特定最低賃金にも反映されるべきである。

- 4) 福岡県下の自動車総連加盟組合は、企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」の協定締結と金額改定に取り組んでいる。本年6月30日、福岡労働局長宛てに提出した申出書に、各企業における協定額資料を添付したが、そのうち最低時間額は1,006円となっており、令和元年の自動車（新車）小売業における最賃時間額940円との格差改善が求められている。
- 5) 自動車は生活必需品であり、販売だけではなくコロナ状況渦においても安心安全な移動手段である。安全と命を守るために点検・整備を行う自動車業界で働く若者が減少しており、人材の確保は急務の課題である。コロナ影響下ではあるが短期的目線ではなく長期的な目線で考え、基幹産業である自動車産業で働く労働者の労働条件の低下を防ぎ、自動車小売業にふさわしい水準で特定（産業別）最低賃金を設定していくことが重要であり、そのことが安心・安全な社会をつくることにも繋がると考える。とりわけ、地域別最低賃金が毎年引き上げられていることから、特定（産業別）最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、自動車（新車）小売業の最低賃金を確実に引き上げる必要がある。以上の理由により、福岡県自動車（新車）小売業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

特定最低賃金の改定決定の必要性の有無に関する意見書

1 業種

自動車小売業

2 団体(会社名称)

所在地

電話

3 意見発表者の職・氏名

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見
(所属組合・企業だけでなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も含める)

1.自動車小売業の状況

【新車市場】

- ・2019年度は消費増税の駆け込み/反落があった市場環境でしたが、結果として、国内新車市場(含む軽自動車)は、前年比96%の5,040千台。除軽市場は前年比95%の3,184千台、軽市場は前年比97%の1,856千台。
- ・福岡県においては、新車市場(含む軽自動車)前年比95%の205千台。除軽市場は前年比96%の132千台、軽市場は94%の73千台。
- ・今年度については、4-6月の国内新車市場(含む軽自動車)は前年比68%の836千台。福岡県においても、前年比68%の33千台という状況です。

2. 販売店の経営状況

- ・2019年度収益は市場前年割れの影響を受け、営業利益は全国 店で前年比80%を下回る。各社の収益状況はわからないが、福岡県の自動車小売業界としても前年割れの結果だと思われます。
- ・2020年4-6月については、市場環境が前年比70%を下回り、厳しい収益(赤字)となっている状況です。
- ・また県南部を襲った豪雨についても少なからず被害は発生しており、経営的な影響も想定されます。

3.意見

私共としては、優秀な人材の確保、エンジニアの採用、他産業との賃金格差の是正など、最低賃金の引き上げは必要と考えるも、新型コロナウイルスの影響が続き、営業面の回復が不透明な中、企業の存続および雇用を維持を重視すべく、更なる固定費増加につながる最低賃金の引き上げを行える状況ではないと判断します。賃金引き上げは、個社ごとの対応にお願いしたく考えます。

令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】自動車(新車)小売業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額) 令和元年度	協定最 低賃金 (時間額) 30年度	協定最 低賃金 (時間額) 29年度
使用者(事業場)	労働組合					
福岡トヨタ自動車株式会社	福岡トヨタ自動車労働組合	令和2年6月17日	998名	¥1,006	¥960	¥960
福岡トヨペット株式会社	福岡トヨペット労働組合	令和2年4月24日	815名	¥1,039	¥1,033	¥1,029
トヨタカローラ福岡株式会社	トヨタカローラ福岡労働組 合	令和2年6月12日	828名	¥1,061	¥1,042	¥1,023
福岡日産自動車株式会社	福岡日産自動車労組	令和2年4月26日	771名	¥1,031	¥1,028	¥1,028
日産プリンス福岡販売株式会社	日産プリンス福岡販売労組	令和2年4月26日	954名	¥1,091	¥1,091	¥1,086
北九州日産モーター株式会社	北九州日産モーター労組	令和2年3月31日	231名	¥1,032	¥1,032	¥1,032
株式会社ホンダ四輪販売福岡・大分	ホンダ販売労働組合 (ホンダ四輪販売福岡・大 分支部)	令和2年5月22日	872名	¥1,012	¥1,003	¥997
株式会社九州マツダ	九州マツダ労働組合	令和1年6月1日	600名	¥1,007	¥1,007	¥1,001
いすゞ自動車九州株式会社	いすゞ自動車九州労働組合	令和2年4月13日	722名	¥1,032	¥1,023	¥1,000
福岡スバル株式会社	全国スバル販売労働組合 福岡スバル支部	令和2年6月12日	281名	¥1,071	¥1,005	¥992
福岡ダイハツ販売株式会社	福岡ダイハツ販売労働組合	令和2年4月10日	282名	¥1,033	¥1,026	¥1,020
			7,354名	最低:¥1006	最低:¥960	最低:¥922 ※参考を参照

※参考:【平成29年度以前における協定最低賃金の内訳】

ネットトヨタ西日本株式会社	ネットトヨタ西日本労働組 合	—	—名	—	—	¥922
			—名	—	—	最低:¥922

資料
No.5

令和2年

福岡県貸金実態調査結果

(自動車(新車)小売業)

福岡労働局労働基準部監督課貸金室

目次

1 調査の概要	1
2 日本標準産業分類（自動車（新車）小売業関係）	2
3 賃金統計用語の解説について	3
4 令和 ² 年調査結果	
(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
(2) 年齢別・賃金階級別 労働者数・分布率	5
(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	6
5 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	7
6 最低賃金に関する基礎調査票	8

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

I 5911 (自動車(新車)小売業)

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

から、一定の方法により抽出した事業所とした。

4 調査対象期間及び労働者

令和 2 年 6 月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」により 138 事業所についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

ただし、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別・年齢別及び 1 時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 事業所数及び労働者数

事業所数	労働者数		
	全労働者	一般	パート
799	8,013	7,600	413

※ 表中の事業所数は「平成 28 年経済センサス」に基づく母集団数である。

※ 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。

日本標準産業分類
(自動車(新車)小売業関係)

591 自動車小売業

5911 自動車(新車)小売業

主として自動車(新車)を小売する事業所をいう。

○ 自動車(新車)小売業

× 二輪自動車小売業[5914];自動車一般整備業[8911];自動車部分品・附属品小売業[5913]

590 上記に関する管理、補助的経済活動を行う事業所(59 機械器具小売業)

5900 主として管理事務を行う本社等

主として機械器具小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

5908 自家用倉庫

機械器具小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。

5909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として機械器具小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所において、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

以下は該当しない。

5912 中古自動車小売業

主として中古自動車を小売する事業所をいう。

5913 自動車部分品・附属品小売業

主として自動車の部分品及び附属品を小売する事業所をいう。

5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)

主として二輪自動車(原動機付自転車を含む)及びその部分品附属品を小売する事業所をいう。

5921 自転車小売業

主として自転車及びその部分品、附属品を小売する事業所をいう。

上記に関する

590 管理、補助的経済活動を行う事業所(59 機械器具小売業)

5900 主として管理事務を行う本社等

主として機械器具小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

5908 自家用倉庫

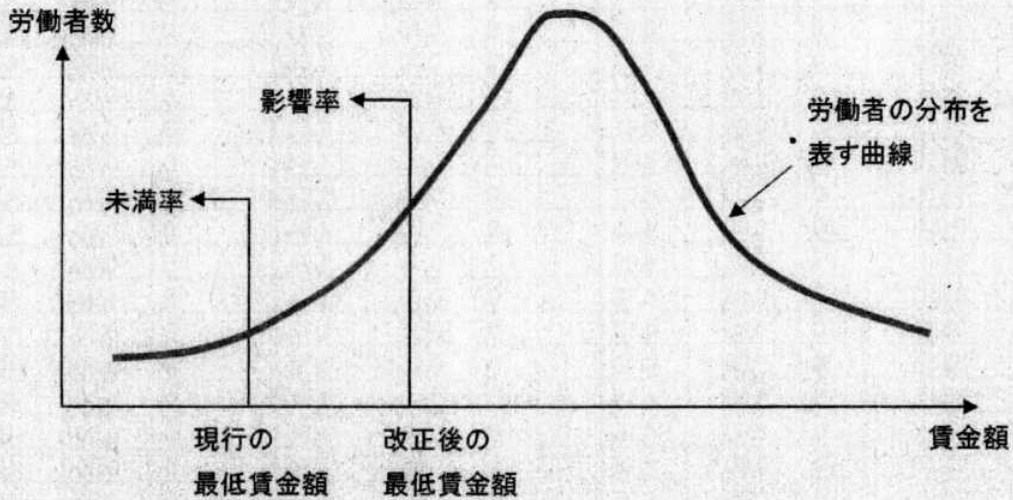
機械器具小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。

5909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として機械器具小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所において、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

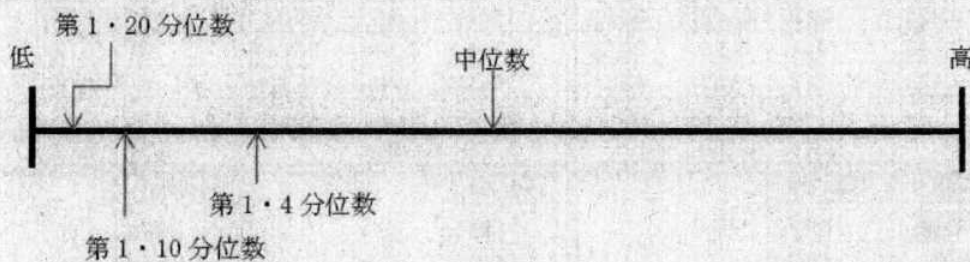
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和2年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積分布 (%)
～ 840	13	0.16	0.16	13	0.17	0.17	0	0.00	0.00
841 ～ 939	185	2.31	2.47	105	1.38	1.55	80	19.37	19.37
940 ～ 915	115	1.44	3.91	0	0.00	1.55	115	27.85	47.22
941 ～ 941	0	0.00	3.91	0	0.00	1.55	0	0.00	47.22
942 ～ 942	0	0.00	3.91	0	0.00	1.55	0	0.00	47.22
943 ～ 943	0	0.00	3.91	0	0.00	1.55	0	0.00	47.22
944 ～ 944	0	0.00	3.91	0	0.00	1.55	0	0.00	47.22
945 ～ 945	0	0.00	3.91	0	0.00	1.55	0	0.00	47.22
946 ～ 946	8	0.10	4.01	7	0.09	1.64	0	0.00	47.22
947 ～ 947	0	0.00	4.01	0	0.00	1.64	0	0.00	47.22
948 ～ 948	0	0.00	4.01	0	0.00	1.64	0	0.00	47.22
949 ～ 949	7	0.09	4.09	7	0.09	1.74	0	0.00	47.22
950 ～ 950	7	0.09	4.18	0	0.00	1.74	8	1.94	49.15
951 ～ 951	0	0.00	4.18	0	0.00	1.74	0	0.00	49.15
952 ～ 952	0	0.00	4.18	0	0.00	1.74	0	0.00	49.15
953 ～ 953	0	0.00	4.18	0	0.00	1.74	0	0.00	49.15
954 ～ 954	0	0.00	4.18	0	0.00	1.74	0	0.00	49.15
955 ～ 955	0	0.00	4.18	0	0.00	1.74	0	0.00	49.15
956 ～ 956	0	0.00	4.18	0	0.00	1.74	0	0.00	49.15
957 ～ 957	0	0.00	4.18	0	0.00	1.74	0	0.00	49.15
958 ～ 958	0	0.00	4.18	0	0.00	1.74	0	0.00	49.15
959 ～ 959	0	0.00	4.18	0	0.00	1.74	0	0.00	49.15
960 ～ 960	8	0.10	4.28	0	0.00	1.74	7	1.69	50.85
961 ～ 961	0	0.00	4.28	0	0.00	1.74	0	0.00	50.85
962 ～ 962	7	0.09	4.37	8	0.11	1.84	0	0.00	50.85
963 ～ 963	0	0.00	4.37	0	0.00	1.84	0	0.00	50.85
964 ～ 964	9	0.11	4.48	8	0.11	1.95	0	0.00	50.85
965 ～ 965	15	0.19	4.67	0	0.00	1.95	15	3.63	54.48
966 ～ 966	0	0.00	4.67	0	0.00	1.95	0	0.00	54.48
967 ～ 967	8	0.10	4.77	9	0.12	2.07	0	0.00	54.48
968 ～ 968	0	0.00	4.77	0	0.00	2.07	0	0.00	54.48
969 ～ 969	0	0.00	4.77	0	0.00	2.07	0	0.00	54.48
970 ～ 970	15	0.19	4.95	0	0.00	2.07	15	3.63	58.11
971 ～ 971	0	0.00	4.95	0	0.00	2.07	0	0.00	58.11
972 ～ 999	71	0.89	5.84	45	0.59	2.66	25	6.05	64.16
1,000 ～ 1,099	396	4.94	10.78	291	3.83	6.49	106	25.67	89.83
1,100 ～ 1,199	704	8.79	19.57	681	8.96	15.45	22	5.33	95.16
1,200 ～ 1,299	915	11.42	30.99	904	11.89	27.34	12	2.91	98.06
1,300 ～ 1,399	661	8.25	39.24	661	8.70	36.04	0	0.00	98.06
1,400 ～ 1,499	719	8.97	48.21	719	9.46	45.50	0	0.00	98.06
1,500 ～	4,150	51.79	100.00	4,142	54.50	100.00	8	1.94	100.00
計	8,013	100.00		7,600	100.00		413	100.00	
月平均賃金額	266,708			274,766			118,301		
時間当たり平均額	1,631			1,666			986		
第1・20分位数	980			1,077			850		
第1・10分位数	1,085			1,145			850		
第1・4分位数	1,244			1,277			940		
中位数	1,516			1,544			960		

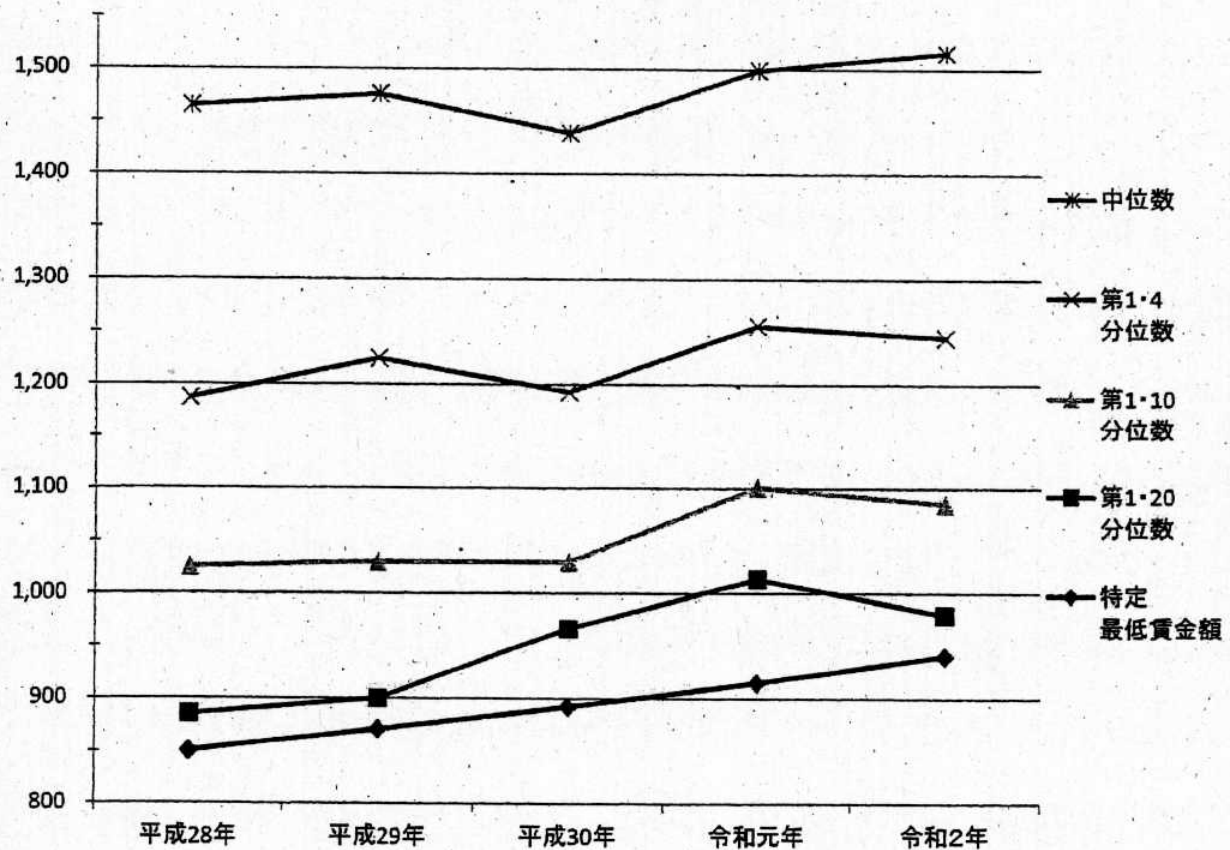
令和2年 年齢別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	18～19歳		20～54歳		55～59歳		60～64歳	
	労働者数	分布 (%)	労働者数	分布 (%)	労働者数	分布 (%)	労働者数	分布 (%)
～ 840	0	0.00	41	0.57	0	0.00	0	0.00
841 ～ 939	0	0.00	113	1.57	16	3.47	29	10.47
940 ～ 915	8	12.12	93	1.29	6	1.30	7	2.53
941 ～ 941	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
942 ～ 942	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
943 ～ 943	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
944 ～ 944	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
945 ～ 945	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
946 ～ 946	0	0.00	7	0.10	0	0.00	0	0.00
947 ～ 947	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
948 ～ 948	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
949 ～ 949	0	0.00	0	0.00	7	1.52	0	0.00
950 ～ 950	0	0.00	0	0.00	7	1.52	0	0.00
951 ～ 951	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
952 ～ 952	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
953 ～ 953	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
954 ～ 954	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
955 ～ 955	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
956 ～ 956	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
957 ～ 957	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
958 ～ 958	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
959 ～ 959	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
960 ～ 960	8	12.12	0	0.00	0	0.00	0	0.00
961 ～ 961	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
962 ～ 962	7	10.61	0	0.00	0	0.00	0	0.00
963 ～ 963	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
964 ～ 964	9	13.64	0	0.00	0	0.00	0	0.00
965 ～ 965	7	10.61	8	0.11	0	0.00	0	0.00
966 ～ 966	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
967 ～ 967	0	0.00	8	0.11	0	0.00	0	0.00
968 ～ 968	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
969 ～ 969	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
970 ～ 970	0	0.00	8	0.11	8	1.74	0	0.00
971 ～ 971	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
972 ～ 999	0	0.00	50	0.69	0	0.00	20	7.22
1,000 ～ 1,099	18	27.27	325	4.51	28	6.07	25	9.03
1,100 ～ 1,199	9	13.64	654	9.07	17	3.69	25	9.03
1,200 ～ 1,299	0	0.00	866	12.01	12	2.60	37	13.36
1,300 ～ 1,399	0	0.00	632	8.77	14	3.04	16	5.78
1,400 ～ 1,499	0	0.00	705	9.78	13	2.82	0	0.00
1,500 ～	0	0.00	3,698	51.30	333	72.23	118	42.60
計	66	100.00	7,208	100.00	461	100.00	277	100.00
月平均賃金額	127,023		266,467		310,363		233,665	
時間当たり平均額	1,016		1,627		1,896		1,440	
第1・20分位数	940		1,000		949		879	
第1・10分位数	940		1,115		1,000		926	
第1・4分位数	962		1,246		1,402		1,000	
中位数	965		1,512		1,850		1,299	

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

年	特 定 最低賃金額	第1・20 分位数	第1・10 分位数	第1・4 分位数	中位数	未満率	影響率
平成28年	850	885	1,025	1,187	1,465	0.6%	4.11%
平成29年	870	900	1,030	1,224	1,476	0.7%	3.40%
平成30年	892	967	1,030	1,193	1,439	1.1%	3.08%
令和元年	915	1,014	1,101	1,255	1,499	0.2%	0.95%
令和2年	940	980	1,085	1,244	1,516	2.5%	—
前年比 増減	25	-34	-16	-11	17		

自動車(新車)小売業(全労働者)



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県自動車（新車）小売業最低賃金				
業種					
現行の最低賃金額	時間額			940円	
未満率	2.50%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.11	941	3.9	313
2	2	0.21	942	3.9	313
3	3	0.32	943	3.9	313
4	4	0.43	944	3.9	313
5	5	0.53	945	3.9	313
6	6	0.64	946	3.9	313
7	7	0.74	947	4	321
8	8	0.85	948	4	321
9	9	0.96	949	4	321
10	10	1.06	950	4.1	328
11	11	1.17	951	4.2	335
12	12	1.28	952	4.2	335
13	13	1.38	953	4.2	335
14	14	1.49	954	4.2	335
15	15	1.60	955	4.2	335
16	16	1.70	956	4.2	335
17	17	1.81	957	4.2	335
18	18	1.91	958	4.2	335
19	19	2.02	959	4.2	335
20	20	2.13	960	4.2	335
21	21	2.23	961	4.3	343
22	22	2.34	962	4.3	343
23	23	2.45	963	4.4	350
24	24	2.55	964	4.4	350
25	25	2.66	965	4.5	359
26	26	2.77	966	4.7	374
27	27	2.87	967	4.7	374
28	28	2.98	968	4.8	382
29	29	3.09	969	4.8	382
30	30	3.19	970	4.8	382